

# 令和8年度岡山県原子力防災基礎研修企画運営業務 委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度岡山県原子力防災基礎研修企画運営業務

## 2 目的

原子力災害に対応する岡山県、県内市町村、岡山県警察、関係消防機関等の職員を対象として、原子力災害時に必要となる放射線防護の基礎知識の定着化を図り、地域の防災力の向上に資するために原子力防災基礎研修を実施する。

## 3 研修の概要

添付資料「原子力防災基礎研修 標準カリキュラム（案）」及び岡山県から別途提供する「標準テキスト」、「研修指導要領」、「QA集」「岡山県作成資料」（以下、これら5点を「標準カリキュラム等」という。）を用いて研修を実施するものとし、必要に応じて追加資料を使用するなど、岡山県の原子力防災の実態に即した研修を行う。

### (1) 対象者

原子力災害に対応する岡山県、岡山県警察、県内市町村、関係消防機関等の職員で、次に該当する者を対象とする。

- ・原子力災害対応に関する実務に初めて携わる者、経験年数の少ない者等

### (2) 研修の回数、実施場所及び実施方法

集合研修方式により岡山市内で1回実施する。

### (3) 定員

30名程度を目安とする。

### (4) 研修内容

添付資料「原子力防災基礎研修 標準カリキュラム（案）」に基づき、講義・実習（班を編成して行う。）を実施する。

## 4 業務の内容

原子力防災基礎研修の企画運営業務（研修の実施及び評価）のため、次の内容を実施する。

### (1) 研修の準備

#### ア 研修実施計画の作成

3（2）を基に岡山県と調整の上、実施の日時・場所を決定し、研修実施計画を作成する。

#### イ 研修テキストの作成

- ・研修には「標準テキスト」を用いるものとするが、「標準テキスト」に時点修正等が必要な場合は、適宜修正するものとする。
- ・必要に応じて追加資料を使用することができる。
- ・使用する研修テキストは、事前に岡山県の確認を受けるものとする。

#### ウ 研修体制の構築

実施責任者（受託者の代表者又はこれに準ずる者）は、現地実施責任者、講師及び実習指導員の必要な力量を確認し、現地実施体制を確立する。なお、現地実施体制（現地実施責任者、講師、実習指導員等）を確立した場合は、実施体制表を作成し、事前に岡山県の確認を受けるものとする。

（ア）現地実施責任者

- ・現地実施責任者には1名を配置し、講師、実習指導員及び補助員を指揮・指導するほか、当該研修の品質向上及び継続的改善を図るとともに、報道機関の対応、実施報告書の作成等を行う。

（イ）講師

- ・講師は、原子力防災に精通し、放射線に関する十分な知識を持った者とする。
- ・講師は、研修目的を理解した上で、「標準テキスト」の内容を熟知し、受講者に分かりやすく説明する。
- ・添付資料「原子力防災基礎研修 標準カリキュラム（案）」の講義「放射線と放射能の基礎知識」は、開催地で講義が可能な保健医療関係者等の専門的知識を持った者に依頼することとするが、該当する者が見つからない場合は、岡山県と協議の上、自社の講師とすることができる。

（ウ）実習指導員

- ・実習指導員は、原子力防災に精通し、放射線に関する十分な知識を持った者とする。
- ・実習指導員は、実習目的を理解した上で、受講者に対して実習における技術指導及び助言を行うこととし、班ごとに少なくとも1名を配置する。
- ・実習指導員の力量を有していれば、講師が兼務してもよい。

（エ）補助員

- ・受付、資料配付等を円滑に実施するため、補助員を配置してもよい。

エ 実習

実習は代表的な測定器、被ばく防護の技能の習得及び講義の重要な点の理解を深めることを目的とし、少なくとも次の項目について実施する。なお、実習の効率化を図るため、実習は班別に実施し、1班当たり10人以下を目安とする。

（ア）次の放射線測定器の操作法、距離と遮蔽体による減衰等

- ・個人線量計
- ・GM管式サーベイメータ
- ・NaIシンチレーションサーベイメータ
- ・ZnSシンチレーションサーベイメータ

（イ）身の回りの放射線測定

（ウ）防護服等の着脱方法

（エ）空間線量率の測定

（オ）汚染検査と簡易除染方法

オ 事前作業

研修の募集案内等の作成、研修会場の手配、テキスト等の印刷及び発送、機材の準備及び発送、受講者名簿の作成等の研修準備を行う。

(ア) 研修会場の手配

- ・受講者が一定間隔（長机に2名程度）を空けて講義・実習を受けられる会場を手配する。
- ・講義に必要なプロジェクター、マイク、スピーカー、スクリーン等を用意する。
- ・受講者用駐車場を確保するとともに、会場での駐車料金が発生する場合は、受講者分を受託者において負担する。

(イ) 募集案内等の作成

- ・募集案内（受講申込書を含む。）を作成し、研修開始の1か月前までに岡山県へ送付する。

(ウ) 受講の受付、情報の管理等

- ・当該研修の受講を受講申込書によって受け付ける。
- ・受付に当たっては、受付漏れ及び個人情報の管理に万全を期す。
- ・受託者は、受講が決定した受講者には受講決定を通知する。

(エ) 受講者名簿の作成

- ・受講者の所属、氏名、役職等を記載した名簿を作成する。
- ・受講申込みの締切後に受講者に変更があった場合、速やかに名簿を更新する。
- ・作成した名簿を速やかに岡山県に提供する。

(オ) 名札の作成

- ・受講者の所属、氏名及び研修の実習グループが記載された名札及び講師等の名札（所属・氏名）を作成する。

(カ) 研修教材の印刷、発送等

- ・研修までに当該研修に用いるテキスト、機材（測定器等）等を必要数準備する。
- ・テキスト等は、両面印刷（カラー刷り）とする。
- ・GM管式サーベイメータ等の測定器は、少なくとも各実習で2名につき1台が使用できるよう準備する。（実演で使用するものを除く。）
- ・個人線量計は、岡山県から借り受けるなど、実際に使用する型番のものを少なくとも1名に1台が使用できるよう準備する。

(キ) 受講者アンケート等の作成

- ・研修の理解度、改善点等を把握するためのアンケート及び理解度確認テストを岡山県と調整の上、作成する。

(ク) 修了証の作成

- ・受講名簿を基に受講者の所属・氏名を記載した修了証を作成する。

カ 研修会場における準備の確認

現地実施責任者は、研修の実施に先立ち、会場レイアウト、講義用教材の映写、会場環境（マイク音量、机の配置等）、講師の力量等を確認し、研修準備状況を確認する。また、現地実施責任者は、講師等と事前ミーティング等を行い、情報共有を図る。

(2) 研修の実施

研修の実施に当たり、次の業務を行う。

ア 会場での補助作業

(ア) 受講者の受付、研修テキスト等の配付

- ・研修当日、受講者の受付において、名札及び研修資料等を配付する。
- ・受講者の入退出管理を行う。

(イ) 修了証の配付

- ・当該研修を滞りなく受講し、現地実施責任者が認めた者に対して、修了証を配付する。

(ウ) 研修記録の作成

- ・研修会場で写真を撮影し、実施報告書に添付する。

(エ) 会場の後片付け等

- ・研修終了後、会場について設営前の状態に片付ける。

イ 研修の実施

- ・講師及び実習指導員は、標準カリキュラム等に従い、研修目的を理解した上で、受講者に分かりやすく講義や実習を行う。
- ・研修をスムーズに進めるため、司会、進行、時間管理等を行う。

ウ 質疑応答及び応答記録の作成

- ・現地実施責任者は、受講者からの質問に対して「QA集」を基に回答し、質疑応答記録を作成する。
- ・当日に回答できない質問があった場合は、質問者の連絡先を確認し、質問に対応する回答案を作成して、岡山県の確認を受けた上で後日回答する。

エ 報道機関対応

- ・現地実施責任者は、当該研修に関して報道機関から問合せがあった場合には、岡山県と協議の上、可能な範囲で取材に対応する。
- ・報道機関に対応したときは、プレス対応記録を作成し、研修後、速やかに岡山県へ報告する。

オ アンケート及び理解度確認テストの実施及び集計

- ・受講者を対象にアンケート及び理解度確認テストを実施し、結果の集計等を行う。

カ 研修成果、改善事項の把握

- ・現地実施責任者は、研修全般を通して、受講者の反応や講師等の活動状況を注視し、受講者の理解度の確認を実施する。
- ・研修終了後にはミーティングを開催し、講義方法、研修テキストの内容等について改善事項を抽出する。

ク オンデマンド配信

- ・研修の内容を録画・編集してオンラインで配信し、随時、視聴受講できる環境を提供すること。

(3) 研修の評価

- ・現地実施責任者は、改善事項及び質疑応答記録を含む実施報告書を研修終了後1週間以内に作成し、実施責任者に報告する。
- ・実施責任者は、実施報告書に受講者名簿（実績反映分）、実施体制表、研修記録

(写真)、アンケートの集計結果等を添付し、岡山県に提出する。

- ・実施責任者は、研修終了後に提出した実施報告書の内容を精査し、現地実施責任者の意見も踏まえ、実施した原子力防災基礎研修全体の評価を行い、次年度の研修計画等への反映のため、その結果を岡山県へ提案する。

## 5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 6 成果物

- (1) 本業務の総括報告書を次のとおり納入するものとする。

### ア 紙媒体の報告書

大きさはA4判、図・写真等はカラーとし、1部提出する。

なお、総括報告書は、本業務の結果に係る概要を取りまとめてキングファイナル等に綴じ込み、インデックスを付した上で、次のものを添付する。

- ・研修実施実績（開催会場、日程、受講者数）
- ・受講者名簿（実績）及び研修実施体制表
- ・研修で使用したテキスト等（実習実施要領、QA集も含めること。）
- ・研修（実技・実演）で使用した主な機材の情報（製造メーカー、型番等）
- ・研修の評価（アンケート集計結果及び提案事項）
- ・質疑応答記録

### イ 電子媒体の報告書

アの紙媒体の報告書に係る電子データを電子媒体（DVD-R等）で1つ提出する。

なお、電子データについては、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft PowerPoint」で編集可能なファイル（図、画像等を含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの）及びPDF形式にてテキスト、図、画像等を含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるものを提出する。

### ウ オンデマンド配信動画

電子データ（MP4等）を提出する（提出方法は岡山県と協議する）。

- (2) 納入期限及び納入場所

ア 納入期限：令和9年3月31日（オンデマンド配信動画以外）

研修実施日から1か月以内（オンデマンド配信動画）

イ 納入場所：岡山県危機管理課

## 7 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに実施責任者を選任し、岡山県へ届け出るものとする。なお、実施責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任しなければならない。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに本契約の全業務に係る工程表を提出し、岡山県

の確認を受けるものとする。

- (4) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに本業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を岡山県へ連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、本業務の実施が困難となった障害を速やかに解決し、業務の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の過程において岡山県から指示された事項については、迅速かつ適確に対処し、実施するものとする。
- (6) 受託者は、岡山県と打ち合わせ（両者合意の上で、状況に応じて電子メールや電話等でも可である。）を1か月に1回程度行い、業務の進捗や作業の内容を具体的に報告し、岡山県の了解を得なければならない。
- (7) 受託者は、本業務の実施において、関係者等に対し、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を行ってはならない。
- (8) 受託者は、成果物として提出した電子データを正しく読むことができないなど、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読めるように入力し直すなど補正しなければならない。
- (9) 受託者は、本業務に関して岡山県が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で生じた成果物等に関する情報について、「8 情報セキュリティに係る事項」に基づき、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を講じなければならない。
- (10) 受託者は、本業務に関連した個人情報等の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、関係者等に対して電子メールで連絡をする場合にあつては、他の受信者の電子メールアドレスが閲覧できないように送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期さなければならない。
- (11) 受託者は、岡山県の監督上、実施責任者等が不適当であり、その交替を求められたときは、これに応じなければならない。
- (12) 受託者は、本業務を履行するに当たり、岡山県との連絡を密にすることとし、疑義が生じた場合には、岡山県と協議し、解決を図るものとする。
- (13) 本件は一般競争入札の手続を経て行うものであり、受託者は、本仕様書に記載した内容について確実に履行しなければならない。

## 8 情報セキュリティに係る事項

### (1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、業務の実施に際し、情報セキュリティを確保するために次に掲げる事項を整備し、実施体制図を作成する。なお、下請がある場合も含める。

- ア 情報セキュリティを確保するための組織体制
- イ 情報セキュリティの確保に関する責任者
- ウ 本業務における緊急時の連絡体制及び連絡方法

### (2) 取り扱う岡山県の情報資産の秘密保持等

受託者は、本業務の実施に当たって、取り扱う岡山県の情報資産における秘密保持のため、次に掲げる事項を受託者関係者に遵守させる。

- ア 取り扱う岡山県の情報資産は本業務実施の目的にのみ使用し、これ以外の目

的に使用してはならない。

イ 取り扱う岡山県の情報資産は本業務を担当する者のみが使用し、これ以外の者が使用してはならない。

ウ 取り扱う岡山県の情報資産を本業務の実施場所から持ち出してはならない。

エ 取り扱う岡山県の情報資産を岡山県の許可なく複製してはならない。

オ 取り扱う岡山県の情報資産は、本業務の終了時に岡山県の指示に従い、岡山県へ返却するか若しくは復元が不可能な状態で消去するか、又は物理的な破壊により確実に廃棄しなければならない。

### (3) 請け負わせる業務以外の情報資産の保全

受託する役務の内容が岡山県の所管する情報又は情報システムに接触するものである場合、受託者は、受託業務に必要な範囲を超えて、岡山県の情報・情報システムに受託者側関係者がアクセスしないようにする。また、業務で取り扱う情報及び情報システムの保全に努める。

### (4) 情報セキュリティが侵害された場合(※)の対処

受託者は、本業務の実施において情報セキュリティが侵害された場合、次に掲げる対応を実施し、岡山県へ報告する。

〔※情報セキュリティが侵害された場合とは、次に掲げる内容をいう。〕

- ・(2) ア～オにおける事項が遵守されなかった場合
- ・不正アクセス又は不正プログラムにより岡山県の情報資産が改ざんされた場合又は外部に漏えいした場合

ア (1) ウで定めた緊急時の連絡体制及び連絡方法により、状況を直ちに岡山県へ報告する。

イ 侵害により、直ちに対策を講じなければ被害が拡大するおそれ(不正プログラムの感染等)のある場合には、報告のみならず岡山県の指示に従い緊急対策を実施し、経過を随時報告する。

ウ 急を要しない状態であっても、経過を随時報告する。

エ 原因の究明と具体的な再発防止策を報告する。

オ 再発防止策については、岡山県の承認を得た後、速やかに実施する。

カ 受託者は、前述の全ての報告について、書面で行う。

### (5) 情報セキュリティ対策の履行状況が不十分であると思われる場合の対処

受託者は、情報セキュリティ対策の履行状況の確認結果又は情報セキュリティ監査の結果により是正措置が必要と認められた場合においては、岡山県と受託者の協議により措置内容を決定し、受託者はこれを的確に実施して、結果を報告する。

## 9 著作権等

(1) 本契約の履行過程で生じた成果物に関し、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、岡山県に帰属するものとする。

(2) 受託者は、第三者が権利を有する著作物(写真、音楽、映像等)を使用する場

- 合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとし、使用許諾等が必要な場合は、あらかじめ岡山県の実情を把握するものとし、使用許諾手続は書面をもって行うこととする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら岡山県の実情に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 本業務の成果物には、その一部改変等も含めた幅広い利用が望まれるものが多く含まれることから、受託者は、本業務により生じた一切の成果物に係る著作権者人格権については、これを行使しないものとする。

## 10 その他

- (1) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて岡山県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (2) 本業務の内容を変更する必要がある場合は、岡山県と受託者が協議の上、契約内容を変更できることとする。

添付資料

原子力防災基礎研修 標準カリキュラム（案）

| 時 間         | 分   | 項 目                          | 内 容   |
|-------------|-----|------------------------------|---|
| 9:30～9:35   | 5   | 開講挨拶                         | ・開講挨拶・事務連絡  |
| 9:35～9:45   | 10  | 講義<br>イントロダクション<br>原子力災害の特殊性 | ・原子力災害とその特殊性<br>・原子力防災基礎研修の目的                                   |
| 9:45～10:45  | 60  | 講義<br>放射線と放射能の<br>基礎知識       | ・身の回りの放射線<br>・放射線と放射能<br>・放射能、放射線の単位<br>・放射線の人体への影響             |
| 10:45～10:55 | 10  | 休憩                           |   |
| 10:55～11:45 | 50  | 講義<br>被ばく防護の考え方<br>と防護措置（1）  | ・原子力災害での被ばくの経路<br>・被ばくの防ぎ方<br>・原子力災害での被ばく防護の考え方                 |
| 11:45～12:45 | 60  | 昼食                           |   |
| 12:45～13:25 | 40  | 講義<br>被ばく防護の考え方<br>と防護措置（2）  | ・防護措置<br>・放射性物質の除染<br>・放射線測定                                    |
| 13:25～14:00 | 35  | 講義<br>岡山県の原子力防災              | ・人形峠環境技術センター概要<br>・想定される事故等<br>・オフサイトセンター、国・県等の<br>防災体制概要       |
| 14:00～14:10 | 10  | 休憩                           |   |
| 14:10～16:30 | 140 | 実習<br>放射線測定器等の<br>取扱い実習      | ・測定器の操作方法<br>距離、遮へい体による減衰等<br>・防護服等の着脱方法<br>・汚染測定方法<br>・簡易除染の方法 |
| 16:30～16:35 | 5   | 休憩                           |   |
| 16:35～16:55 | 20  | 質疑・理解度確認                     | ・復習、質疑応答<br>・理解度確認の実施<br>・アンケート記入                               |
| 16:55～17:00 | 5   | 閉講                           | ・事務連絡   |

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (作業責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により岡山県に報告しなければならない。

2 受託者は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ岡山県に報告しなければならない。

#### (秘密の保持)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (教育の実施)

第5 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

#### (収集の制限)

第6 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (個人情報の適正管理)

第7 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又

は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で嚴重に当該個人情報を保管すること。
- 二 岡山県が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 岡山県の指示又は承諾がある場合を除き、岡山県から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると思われる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

#### (利用及び提供の制限)

- 第8 受託者は、岡山県の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 受託者は、岡山県と受託者間の個人情報の受渡しに関しては、岡山県が指定した手段、日時及び場所で行い、岡山県から個人情報を提供された場合は、岡山県に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

#### (再委託)

- 第9 受託者は、岡山県の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 受託者は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を岡山県に申請し、その承認を得なければならない。
  - 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、受託者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、岡山県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 4 受託者は、再委託先との契約において、岡山県及び受託者の再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法を具体的に定めなければならない。

- 5 受託者は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、岡山県の求めに応じて、管理及び監督の状況を岡山県に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 受託者は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、受託者は、岡山県に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 受託者は、この契約による業務を行うために岡山県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、岡山県の指示に基づいて岡山県に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 受託者は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、岡山県から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
  - 3 受託者は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 受託者は、岡山県から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに岡山県に報告しなければならない。

(監査及び検査)

- 第13 岡山県は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 岡山県は、前項に規定する目的を達するため、受託者に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、受託者は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

- 第14 受託者は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに岡山県に対し

て、当該事故に関わる個人情報内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、岡山県の指示に従わなければならない。

- 2 岡山県は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 岡山県は、受託者が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、岡山県に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 受託者の故意又は過失の有無を問わず、受託者がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、岡山県に対する損害を発生させた場合は、受託者は、岡山県に対して、その損害を賠償しなければならない。